

送附事項	送附年月日	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
送附年月日	送附年月日	整理番号	事務所	管理番号	申告区分

令和 年 月 日 法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

この申告の基礎となる申告年月日 令和 年 月 日

代表者氏名 (ふりがな) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

代表者氏名 (ふりがな) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

事業種目 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

資本等の額(期末現在の資本等の額) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

資本等の額(期末現在の資本等の額) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

法人区分 イに掲げる法人

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の 申告書

道府県民税 特別法人事業税

所在地 (本表が支店等の場合は本店所在地を記載)

所在地 (電話) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

法人名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(事業税)

特別法人事業税

特別法人事業税

摘要	課税標準	税率(%)	税額	備考
所得金額総額別表5⑳	〇〇〇		〇〇	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額
年400万円以下の金額			〇〇	試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額
年400万円を超え年800万円以下の金額			〇〇	還付法人税額等の控除額
年800万円を超える金額			〇〇	退職年金等積立金に係る法人税額
計 ㉑+㉒+㉓			〇〇	課税標準となる法人税額 ①+②-③+④
軽減税率不適用法人の金額			〇〇	①+②-③+④
付加価値額総額			〇〇	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額
付加価値額			〇〇	法人税額 (5)又は(6)×100%
資本等の額総額			〇〇	道府県民税の特定寄附金税額控除額
資本等の額			〇〇	税額控除超過額相当額の加算額
収入金額総額			〇〇	外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額
収入金額			〇〇	外国の法人税等の額の控除額
所得金額総額別表5㉔			〇〇	仮装経理に基づく法人税額割額の控除額
所得金額			〇〇	差引法人税額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫
付加価値額総額			〇〇	既に納付の確定した当期分の法人税額
付加価値額			〇〇	租税条約の実施に係る法人税額割額の控除額
資本等の額総額			〇〇	この申告により納付すべき法人税額 ⑬-⑭-⑮
資本等の額			〇〇	算定期間において事務所等を有していた月数
収入金額総額			〇〇	円×⑰/⑱
収入金額			〇〇	既に納付の確定した当期分の均等割額
合計事業税額 (㉕又は㉖)+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜			〇〇	この申告により納付すべき均等割額 ⑲-⑳
事業税の特定寄附金税額控除額			〇〇	この申告により納付すべき道府県民税額 ㉑+㉒
差引事業税額 ㉕-㉖-㉗-㉘			〇〇	㉑のうち見込納付額
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			〇〇	差引 ㉑-㉒
法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業				東海地方の課税標準額 ㉓
所得割	〇〇	付加価値割	〇〇	同上に対する税額 ㉓×100%
資本割	〇〇	収入割	〇〇	市町村分の課税標準額
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				同上に対する税額 ㉔×100%
所得割	〇〇	付加価値割	〇〇	法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))
資本割	〇〇	収入割	〇〇	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額
55のうち見込納付額		差引	〇〇	還付請求 中間納付額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額			〇〇	還付を受けようとする金融機関及び支払方法
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			〇〇	法人税の期末現在の資本等の額
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			〇〇	法人税の当期の確定税額
合計特別法人事業税額 ㉕+㉖+㉗			〇〇	決算確定の日
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			〇〇	解散の日
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額			〇〇	残余財産の最後の分配又は引渡しの日
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ㉑-㉒-㉓			〇〇	申告期限の延長の処分(承認)の有無 事業税 有・無 法人税 有・無
差引 ㉑-㉒			〇〇	法人税の申告書の種類 青色・その他 この申告が中間申告の場合の計算期間
資本等の額(外貨)		資本等の額(外貨)		翌期の中間申告の要否 要・否 国外関連者の有無 有・無

受付印

(電話)